

国 自 安 第 1 4 号
平成 2 6 年 4 月 1 8 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省 自 動 車 局 長

運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について

平成 2 6 年 3 月 3 日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員 2 名が死亡、乗客等 2 6 名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、事故発生時の詳細な状況、事故を起こした運転者の労務管理、運転者の健康状態等について調査分析を進めてきたところです。

現時点において事故原因を特定するに至っておりませんが、まもなくゴールデンウィークの多客期を迎えるに当たり、高速バスの信頼回復や不安の払しょくは喫緊の課題となっています。そのため、対策本部では事故の原因究明と並行して、運転者の体調急変に伴う事故を防止するために想定される課題等の検討を行い、今般「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」を決定したところです。

公共交通において安全の確保は全てに優先されるべきものです。バス事業の安全・安心のより一層の確保のため、今般決定された「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」について、特に下記事項に関し貴協会傘下会員に対して周知方宜しくお願い致します。

また、バス事業者においても、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、現場までが一丸となって安全意識の浸透、安全風土の構築を図るよう要請致します。

記

1. 「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 1 3 年国土交通省告示第 1675 号）（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号））等の基準は、繁忙期等を考慮した最低限の基準であることを理解し、運転者それぞれの特性や状況に応じたきめ細やかな健康管理、労務管理を行うこと。

2. 日頃から乗務員の健康状態の把握に努め、別途定める運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法（「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂））に基づき、疾病・過労の未然防止と早期治療・是正、乗務前点呼時や運行中の予兆把握と対処等に関する取組みを進めること。
3. 衝突被害軽減ブレーキを装着した最新車両や運転者の体調異常を検知して警報するシステムなど、車両面における先進安全技術を積極的に導入することにより重大事故の防止、事故発生時の被害軽減に向けた取組みを進めること。
4. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
5. その他、関係法令の遵守を徹底するとともに、安全運行の徹底を図ること。

【別紙】「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」

（平成26年4月18日事故対策本部決定）